

## 支払いに関する特記事項

### 1 基本的考え方

本特記事項は、サービス要求水準の達成度及びサービス水準の達成状況に影響を及ぼす事項に関する指標の測定・評価の結果を踏まえた支払いに関し定めたものである。

本業務に対する契約金額の一部については、サービス要求水準の達成度に連動して支払うものとする。

### 2 年度ごとの支払い（限度）額

契約額のうち90%を委託事業費（基本額）、10%を委託事業費（補正額）とする。なお、1円未満の端数が生じる場合は、委託事業費（基本額）として支払うものとする。

#### (1) 基本額

月額算出

委託事業費（基本額）は、各月分ごとに請求をうけて支払うものとし、その額は、委託事業費（基本額）を36ヶ月で割った金額とする。なお、1円未満の端数が生じる場合は、令和4年12月分の支払い時にまとめて支払うものとする。

#### (2) 補正額

委託事業費（補正額）は、仕様書第3章に示すサービス水準の達成度に基づき、四半期ごとの実績に合わせ支払率を決定し、必要に応じて当該四半期の属する会計年度の最終月（契約最終年度にあつては契約期間の最終月）の月末に一括して契約金額の変更を行ったうえで、当該月の末月の委託事業費（基本額）と合わせて支払うものとする。なお、各年度の支払限度額は、委託事業費（補正額）を36ヶ月で割った金額に各年度の契約月数を乗じたものとし、1円未満の端数が生じる場合は、令和4年12月・令和5年1月分に計上し、令和5年1月分の支払い時にまとめて支払うものとする。また、委託事業費（補正額）部分の支払率が50%の場合に1円未満の端数が生じる場合は、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は1円に切り上げるものとする。

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
委託事業費(基本額)	金 円	金 円	金 円	金 円
委託事業費(補正額)※	金 円	金 円	金 円	金 円
合計	金 円	金 円	金 円	金 円

※年度を通して支払率が100%であった場合に支払われる額

### 3 サービス要求水準の達成度に応じた支払額の算定方法

「委託事業費(補正額)」の支払率については、仕様書第3章3(2)に定める評価サイクルごとに評価を行い、決定することとする。

算定された評価点に応じた支払率の換算方法は次のとおりとする。

(評価点の支払率への換算方法)

評価点 (X)	支払率 (Y)
$X < 8$	0%
$8 \leq X < 16$	50%
$16 \leq X \leq 20$	100%

#### 4 委託事業費（基本額）の内訳

年度	区分	支払金額
3	月額(令和4年12月分)	金 円
	月額(令和5年1月～3月分)	金 円
	合計 (令和4年12月～令和5年3月分)	金 円
4	月額	金 円
	合計 (令和5年4月～令和6年3月分)	金 円
5	月額	金 円
	合計 (令和6年4月～令和7年3月分)	金 円
6	月額	金 円
	合計 (令和7年4月～令和7年11月分)	金 円

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 5 委託事業費（補正額）の内訳

（消費税及び地方消費税の額を含む。）

年度	支払率	支払金額（四半期）	支払金額（合計）
4 (12月・1月)	0%の場合	金0円	
	100%の場合	金 円	金 円
4 (2月・3月)	0%の場合	金0円	
	50%の場合	金 円	金 円
	100%の場合	金 円	金 円
5 6	0%の場合	金0円	
	50%の場合	金 円	金 円
	100%の場合	金 円	金 円
7 (第1四半期 第2四半期)	0%の場合	金0円	
	50%の場合	金 円	金 円
	100%の場合	金 円	金 円
7 (第3四半期)	0%の場合	金0円	
	50%の場合	金 円	金 円
	100%の場合	金 円	金 円

※支払金額（各年度合計）とは、仕様書3「満たすべきサービス水準」にて規定した本市が定めるサービス水準に対し、四半期ごとに評価を行った結果、年度をとおして支払率が100%であった場合に受注者に対して支払われるべき金額である。（契約金額の10%相当額）

※四半期ごとの評価の結果、補正額の減額が生じた場合、当該四半期の属する会計年度の最終月（契約最終年度にあっては契約期間の最終月）の月末に一括して契約金額の変更を行ったうえで、受注者は委託料の請求を行うこととする。